

開発指定区域の指定の変更について

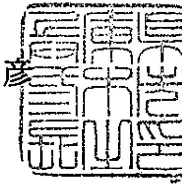
令和 8 年 1 月 1 5 日（木）
三木市役所 4 階 特別会議室

第4号議案

三 都 第 7 8 号
令和7年12月19日

三木市都市計画審議会
会長 水 島 あ か ね 様

三木市長 仲 田 一 彦

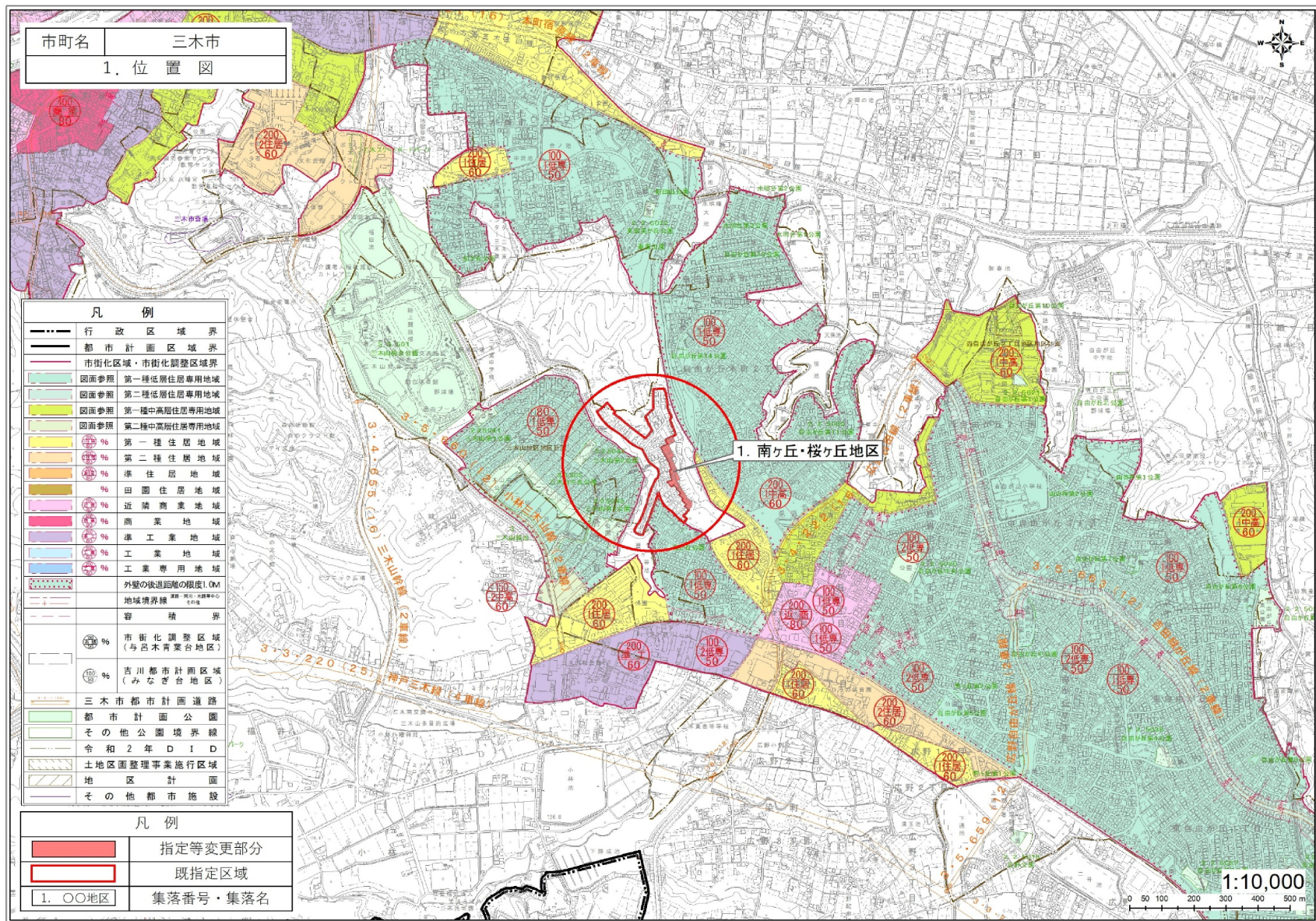


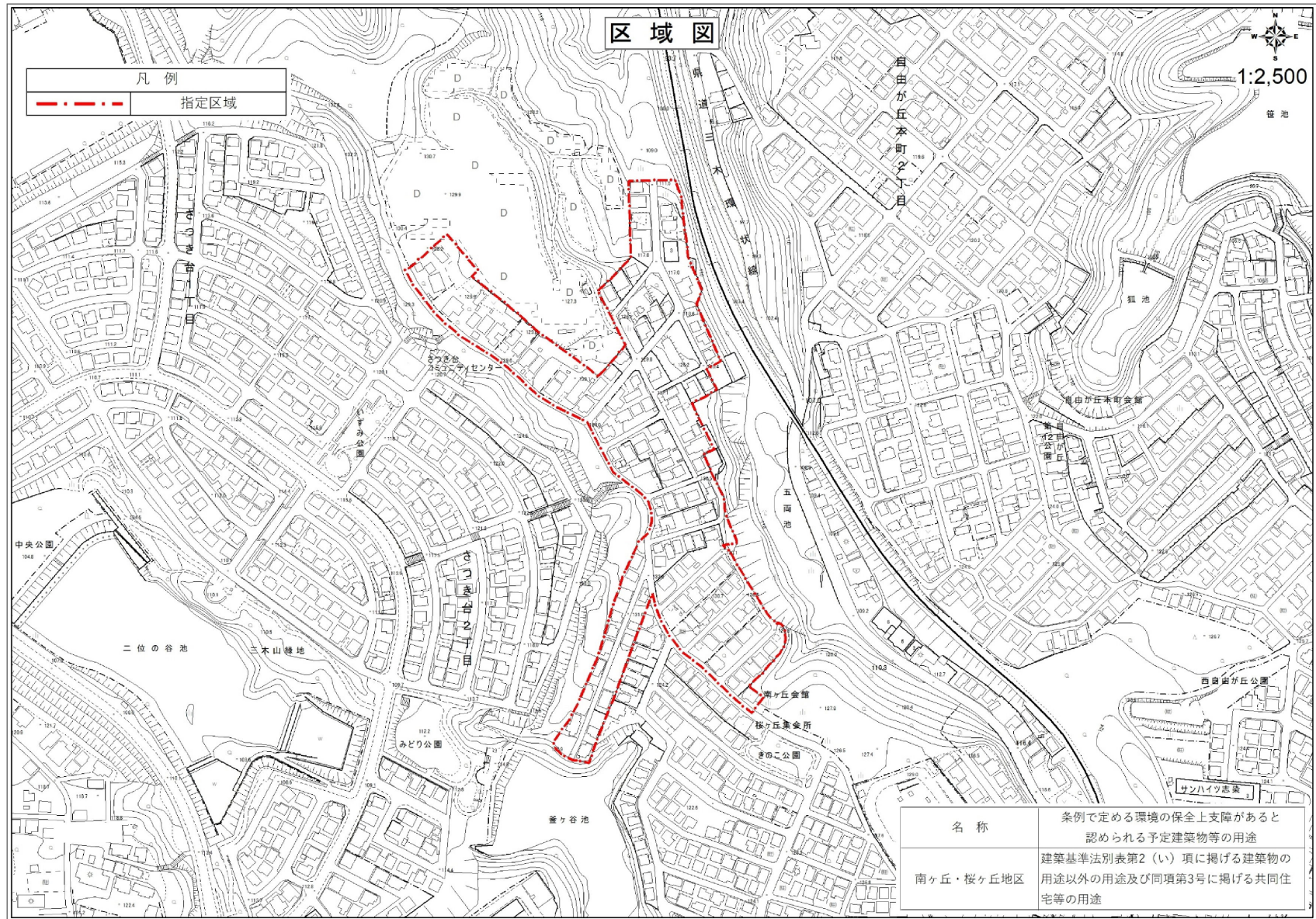
開発指定区域の指定の変更について

このことについて、兵庫県知事から意見照会があったので、回答するに先立ち諮問
します。

指定区域の指定案及び
環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を認める集落の認定案

市 町 名		三 木 市		
区域 番号	区域の名称	区域に含まれる土地	環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途	備考
1	南ヶ丘・ 桜ヶ丘地区	三木市宿原字開キ谷及び 別所町小林字釜ヶ谷の各 一部	建築基準法（昭和25年法律第201号）別表2（い）項に掲げる建築物の用途以外の用途及び同項第3号に掲げる共同住宅等の用途	指定区域 の拡大





開発指定区域の指定変更スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市	市素案の作成		都市計画審議会 9/25				都市計画審議会 (諮問・答申) 1/15		
県			関係機関との調整		開発審査会 (事前協議) 11/27	案の縦覧 12/12～ 12/25	県案の作成 県案の縦覧	開発審査会 (付議・議決) 2/19 (予定)	指定の告示